

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

飯豊町長 嵐 正人

市町村名 (市町村コード)	飯豊町 (06403)
地域名 (地域内農業集落名)	中津川地区 (岳谷、岩倉、川内戸、白川、下屋地、上原、遅谷、宇津沢、広河原、小屋、数馬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月11日 (第6回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・基幹的農業従事者:75人(15~49才:10人、50~59才:15人、60~69才:20人、70~79才:21人、80才以上:9人)(2020年農林業センサス)
- ・規模縮小などの意向のある農地が39.3ha、70才以上の農業者の農地のうち後継者不在の農地が37.4haあり、担い手・後継者が不足しつつある。
- ・地域の農業者の人数に対して、地域の農地の面積が広く散らばっていて効率化が難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・特産品開発で中津川ブランドを作るため生産、販売、広報等も含め取組む。
- ・山菜や雪室を活用した食の保存と加工に取組む。
- ・地元産の資源で住居・食の自給モデル化と実践に取り組む。
- ・農業者の減少に合わせ、地区内の水稻に適した条件の良い農地は中津川エフエフや若い農業者に集約する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	273.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	273.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内とする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手に集積・集約する。 ・新規参入を促進し新規参入者に集積集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人、担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて関係機関と協議し計画していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・担い手を中心に後継者育成に努め、集積による規模拡大を行い経営の効率化を図る。 ・地域内外から多様な経営体を募り、担い手としての育成を町やJAと連携し相談から定着まで取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて関係機関と協議し計画していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・サル・イノシシ等の鳥獣被害防止対策は今後も中津川保全協議会や中津川むらづくり協議会と共に取組んでいく。
- ・担い手の高齢化への対応や、新規農業者増を図るためにも、スマート農業の導入を推進する。
- ・水稻に適さない農地は積極的に畑地化を図っていく。
- ・冬季の農業収入増を図るため雪に強いハウスを導入し収益率の高い作物を栽培する。